

高浜町家族介護支援金支給事業実施要綱

制定 平成12年告示第101号

改正 平成24年告示第109号

改正 平成29年告示第107号

(目的)

第1条 この事業は、在宅の要介護高齢者（以下「要介護者」という。）の介護者に家族介護支援金を支給し、介護者の肉体的、精神的苦労をねぎらうとともに、介護者を支援することにより高齢者に対する扶養意識を高揚し、もって高齢者福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱による要介護者とは、介護保険制度に基づく要介護認定基準により定める。

(事業主体)

第3条 この事業の実施主体は、高浜町とする。

(対象者)

第4条 この事業の対象者は、町内に住所を有しかつ現に居住している65歳以上で要介護認定（介護保険法第27条による。）において要介護度4・5に認定された要介護者と同居し、介護に従事している主たる介護従事者であって、要介護者及びその属する世帯が別紙「高浜町家族介護支援金支給事業事務取扱い要領」に該当する者とする。

(支給額)

第5条 この事業により支給する家族介護支援金は、次のとおりとする。

- (1) 対象者の属する世帯が市町村民税非課税の場合は、月額8,000円を支給する。
- (2) 対象者の属する世帯が市町村民税課税の場合は、月額4,000円を支給する。

(支給方法)

第6条 町が定めた支給月（年3回）に、介護者に家族介護支援金を口座振替により支給する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、別紙「高浜町家族介護支援金支給事業事務取扱い要領」によるものとし、町長がその都度定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 平成7年4月1日付けの高浜町在宅要介護老人介護支援金支給事業実施要綱は廃止する。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成29年9月1日告示第107号）

- 1 この告示は、平成29年9月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この要綱の施行の際、改正前の要綱第4条の規定により、支給決定を受けている者は、改正後の要綱第4条の規定により支給決定をされた者とみなす。